

お客様へのお知らせ

「カード預金者保護法」(平成17年8月10日公布、平成18年2月10日施行)を踏まえ、当組合のカード規定を平成18年2月1日付けで、改正いたします。

また、お客様が偽造・盗難カードの被害に遭われた際に「重大な過失」あるいは「過失」となる具体的な事例も併せてご確認ください。

カード規定改正の概要

1. 偽造カード等による払戻し等の場合

- (1) 偽造カード等による払戻しについては、お客様の故意による場合または当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって、お客様に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、当組合が全額補償いたします。
- (2) この場合、お客様は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について、当組合の調査に協力するものとします。

2. 盗難カードによる払戻し等の場合

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正に使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、お客様は当組合に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること。
 - ② 当組合の調査に対し、お客様より十分な説明が行われていること。
 - ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前(1)の請求がなされた場合、当該払戻しがおお客様の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします)前日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、お客様に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前(2)の規定は、前(1)にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難のかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり。次のいずれかに該当する場合
 - a. お客様に重大な過失があることを当組合が証明した場合
 - b. お客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
 - c. お客様が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難に遭った場合。

重大な過失または過失となりうる場合

1. お客様の重大な過失となりうる場合

お客様の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

- (1) お客様が他人に暗証番号を知らせた場合
 - (2) お客様が暗証番号をカード上に書き記していた場合
 - (3) お客様が他人にカードを渡した場合
 - (4) その他お客様に(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
- (注) 上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)等に対して暗証番号を知らせたうえでカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2. お客様の過失となりうる場合

お客様の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

- (1) 次の①または②に該当する場合
 - ① 金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号に使用していた場合であり、かつ、カードをそれらの暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合。
 - ② 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、カードとともに携行・保管していた場合。
- (2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合。
 - ① 暗証番号の管理
 - ア. 金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号に使用していた場合。
 - イ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合。
 - ② カードの管理
 - ア. カードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態にあいた場合。
 - イ. 酒に酔う等により通常の注意義務を果たせなくなるなどカードを容易に他人に奪われる状況においた場合。
- (3) その他(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合。